

別表第 2

費用負担基準

利用者世帯の階層区分			利用者負担額	加算基準額
A 階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0 円	0 円
B 階層	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1, 1 0 0 円	1 1 0 円
C 階層	A 階層及び B 階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		2, 2 5 0 円	2 3 0 円
D 1 階層	A 階層、B 階層及び C 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の	所得割の年額 3, 0 0 0 円以下	2, 9 0 0 円	2 9 0 円
D 2 階層		3, 0 0 1 円 ～ 5, 8 0 0 円	3, 4 5 0 円	3 5 0 円
D 3 階層		5, 8 0 1 円 ～ 8, 7 0 0 円	3, 8 0 0 円	3 8 0 円
D 4 階層		8, 7 0 1 円 ～ 1 3, 0 0 0 円	4, 2 5 0 円	4 3 0 円
D 5 階層		1 3, 0 0 1 円 ～ 1 7, 4 0 0 円	4, 7 0 0 円	4 7 0 円
D 6 階層		1 7, 4 0 1 円 ～ 2 2, 4 0 0 円	5, 5 0 0 円	5 5 0 円
D 7 階層		2 2, 4 0 1 円 ～ 2 8, 2 0 0 円	6, 2 5 0 円	6 3 0 円
D 8 階層		2 8, 2 0 1 円 ～ 5 8, 4 0 0 円	8, 1 0 0 円	8 1 0 円
D 9 階層		5 8, 4 0 1 円	9, 3 5 0 円	9 4 0 円

層	区分が 次の区 分に該 当する 世帯	～75,000円		
D10 階層		75,001円 ～96,600円	11,550円	1,160円
D11 階層		96,601円 ～121,800円	13,750円	1,380円
D12 階層		121,801円 ～175,500円	17,850円	1,790円
D13 階層		175,501円 ～221,100円	22,000円	2,200円
D14 階層		221,101円 ～380,800円	26,150円	2,620円
D15 階層		380,801円 ～549,000円	40,350円	4,040円
D16 階層		549,001円 ～579,000円	42,500円	4,250円
D17 階層		579,001円 ～700,900円	51,450円	5,150円
D18 階層		700,901円 ～849,000円	61,250円	6,130円
D19 階層		849,001円 ～1,041,000円	71,900円	7,190円
D20 階層		1,041,001円以上	全額	左の利用者負担 額の10%。た だし、その額が 8,560円に 満たない場合は 8,560円

備考

1 負担月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の対象者が、同時にこの表の費用負担基準の適用を受ける場合は、その月の利用者負担額の最も多額な対象者以外の対象者については、この表に定める加算基準額によりそれぞれ算定する

ものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 対象者に民法（明治29年法律第89号）第877条に規定する当該対象者の扶養義務者がいないときは、負担額の決定は行わないものとする。ただし、対象者本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて負担額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該対象者の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に対象者を扶養しているもののうち、当該対象者の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「対象者の属する世帯」とは、当該対象者と生計を一にする消費経済上の一単位であって、夫婦と対象者が同一家屋で生活している標準世帯をいう。この場合において、父が農閑期で出稼ぎのため数か月別居している場合、病気治療のため入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は対象者と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」とは、民法第877条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学対象者、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業のものは、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）及びそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものをいう。

ただし、対象者と世帯を一にしない扶養義務者については、現に対象者に対して扶養を履行している者の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、次の(イ)から(ロ)によって計算された地方税法（昭和25年法律第226号）により賦課される市町村民税（ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。）、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付（以下「支援給付」という。）と

する。

(7) 所得税法（昭和40年法律第33号）

(4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

(9) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定

(3) 認定の基準

ア 平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。

イ 生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除（地方税法第323条による免除をいう。）の有無をもって認定の基準とする。

ウ 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(4) 費用負担基準の適用時期

毎年度の費用負担基準の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 費用負担基準中、利用者負担額欄に「全額」とあるのは、当該対象者の措置に要した費用について、市が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 費用負担基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

令和2年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長の認めた世帯について、A階層と同様の取り扱いとする。